# 川崎市振り仮名センター運営業務委託　共同企業体取扱要綱

６川市戸第１３３７号
令和７年２月１０日

（目的）

第１条　この要綱は、本市が発注する川崎市振り仮名センター（以下「振り仮名センター」という。）運営業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象業務）

第２条　共同企業体に発注する業務は、川崎市振り仮名センター運営業務に係る次の各号に掲げる業務（以下これらを「委託業務」という。）とする。

（１）　振り仮名センターの整備業務
（２）　振り仮名センターの運営業務
（３）　コールセンターの整備及び運営業務
（４）　臨時窓口の整備及び運営業務
（５）　各種マニュアル類の作成
（６）　広報の支援業務
（７）　サービス要求水準合意書及び指標の作成・検証
（８）　その他附帯する業務

（履行方式）

第３条　委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（構成員）

第４条　共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

（代表者の要件）

第５条　共同企業体の代表者は、委託業務の履行に当たり、より大きな技術力を有するものとする。

（共同企業体の結成方法）

第６条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（参加の申し込み）

第７条　共同企業体は、別途定める参加意向申出書に、委任状（第１号様式）及び共同企業体協定書（第２号様式）を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

２　参加意向申出書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く）が指名停止等の措置を受けた場合は、見積書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たな共同企業体を結成し、参加の申込みを行うことができるものとする。

３　前項の規定により、新たに参加の申込みを行う場合は、第１項で指定する書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（資格の審査等）

第８条　市長は、参加意向申出書を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対して通知するものとする。

（存続期間）

第９条　共同企業体の存続期間は、公募型プロポーザルの結果、委託業務に選定された共同企業体にあっては、当該委託業務の完了後３か月以上存続するものとし、それ以外の共同企業体にあっては、当該委託業務の契約が締結された日までとする。

（共同履行の確保）

第 10 条　市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表（第３号様式）を提出させるものとし、契約書等にその旨を記載するものとする。

（混合入札）

第 11 条　市長は、単体企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

（その他必要な事項）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和７年２月 10 日から施行する。

（第１号様式）

# 委 任 状

令和７年 月 日

（あて先）
川　崎　市　長

共同企業体の名称　　○○・○○共同企業体

共同企業体の所在地　　○○市○○区○○町○○番地

委任者　　構成員　住　所　○○市○○区○○町○○番地
名　称　○○　株式会社
代表者　○○○○　　印

受任者　　代表者　住　所　○○市○○区○○町○○番地
名　称　○○　株式会社
代表者　○○○○　　印

私（委任者）は、川崎市振り仮名センター運営業務委託について、上記の共同企業体代表者（受任者）を代理人と定め、川崎市と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

（１） 公募型プロポーザル及び見積りに関する権限
（２） 契約締結に関する権限
（３） 発注者及び監督官庁との折衝に関する権限
（４） 委託代金の請求及び受領に関する権限
（５） 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限
（６） 復代理人の選任に関する権限
（７） その他契約履行に関する一切の権限

**※ 委任者の記載欄は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。**

（第２号様式）

# 共 同 企 業 体 協 定 書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

（１）　川崎市（以下「発注者」という）が発注する川崎市振り仮名センター運営業務委託（以下「委託業務」という。）

（２）　前号に附帯する事業

（名称）　川崎市振り仮名センター運営業務委託

第２条　当共同企業体は、○○・○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、令和７年○○月○○日に成立し、委託業務の契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○区○○町○○番地
○○　株式会社
○○市○○区○○町○○番地
○○　株式会社

（代表者）

第６条　当企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

（１）　公募型プロポーザル及び見積りに関する権限

（２）　契約締結に関する権限

（３）　発注者及び監督官庁との折衝に関する権限

（４）　委託代金の請求及び受領に関する権限

（５）　各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する権限

（６）　復代理人の選任に関する権限

（7） その他契約履行に関する一切の権限

（構成員の業務分担）

第８条　各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。

○○○○○業務　　○○○○株式会社

○○○○○業務　　○○○○株式会社

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条　各構成員は、委託業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２ 各構成員は、委託業務の履行に伴い、発注者又は第三者に損害を与えたときは、連帯して責任を負うものとする。

３ 構成員が他の構成員に損害を与えたときは、関係構成員が誠実に協議し、解決するものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の構成企業名義の預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 12 条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第 13 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完成する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が委託業務を完成する。

（構成員の除名）

第 14 条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 15 条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第 16 条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなっ

た場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 17 条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 18 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社ほか○社は、上記のとおり、○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書を○通作成し、構成員が記名捺印の上、各自 1 通所持する。

なお、当企業体が第 1 条の業務の契約を締結する場合にあっては、当該契約書に添付するものとする。

（第３号様式）

# 共 同 企 業 体 編 成 表

令和７年　月　日

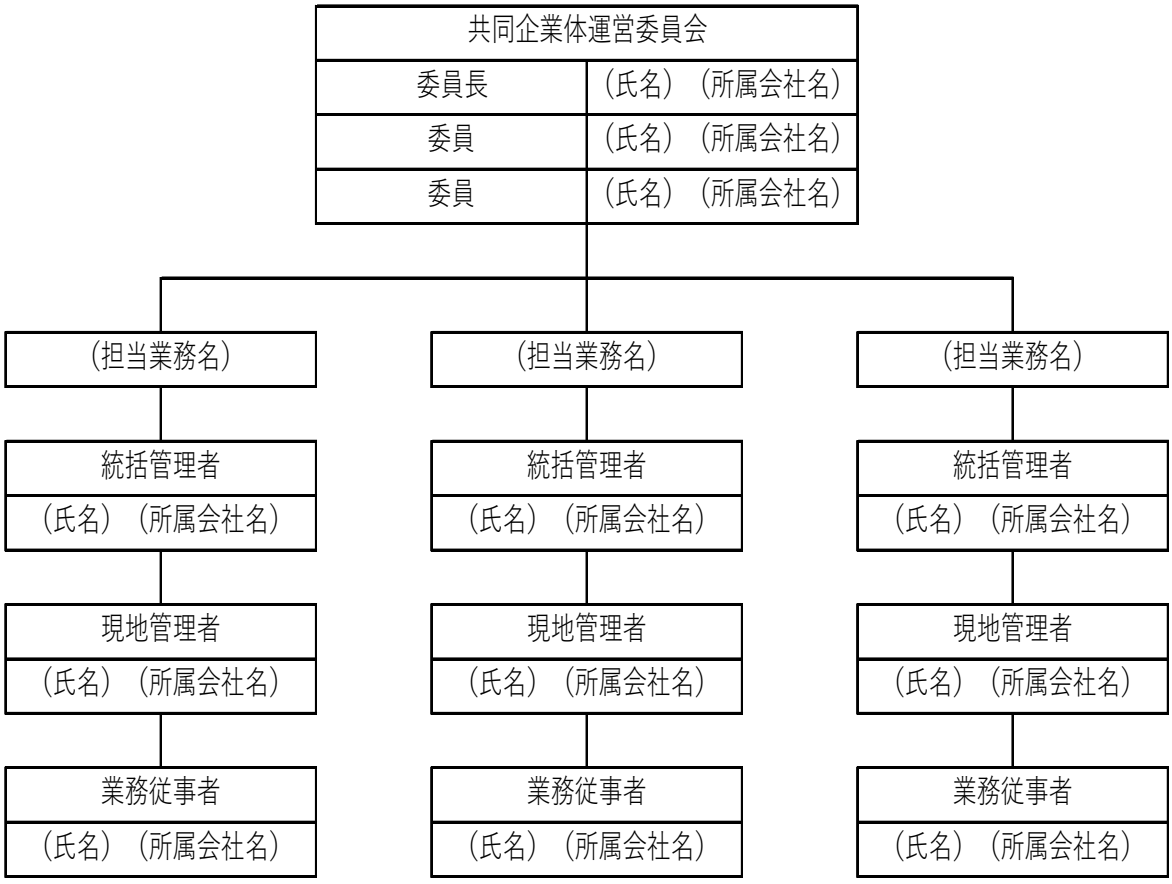


１　この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。

２　編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。

３　複数の業務を兼ねている担当者がいる場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。